

「青森県地中熱セミナー運営業務委託」企画提案競技実施要領

1. 委託業務名

青森県地中熱セミナー運営業務委託

2. 業務目的

県では、エネルギー分野の豊かなポテンシャルを持続可能な社会の先進地形成と県全域の産業振興に結び付けていくために、平成18年11月に「青森県エネルギー産業振興戦略」を策定し、再生可能エネルギーの導入推進を図ってきました。

本戦略では、県内に豊富に賦存する地熱資源の活用が重要であるという考えの下、平成20年2月に「青森県地中熱利用推進ビジョン」を策定し、地中熱の利用推進に向けて、これまでに一般住宅への実証導入、農業分野での実証試験、セミナーやパンフレット作成などの普及啓発に対し積極的に取り組んできています。

本事業は、これまでの取組の成果を基に、更なる地中熱利用の拡大を図るため、県民や県内事業者を対象とするセミナーや、「青森県地中熱利用普及研究会」と県内市町村が連携した導入モデルを検討するための視察研修会の開催に係る企画・運営業務を委託するものです。

3. 委託業務内容

以下の業務について委託します。

- (1) 青森県地中熱セミナーの開催
 - ・県民、事業者を対象としたセミナーを弘前市・むつ市で各1回ずつ計2回開催し、内容等の企画及び運営等の事務局業務を行う。
- (2) 視察研修会の開催
 - ・青森県地中熱利用普及研究会の委員及び自治体職員等を対象として、導入施設等の視察研修会を1回以上開催し、内容等の企画及び運営等の事務局業務を行う。

4. 事業期間・委託金額等

- (1) 事業期間
委託契約締結日から平成27年3月10日（火）まで
- (2) 委託金額
金2,247,000円（消費税込）以内
- (3) 成果品
 - ① 事業報告書（A4版・2部）
 - ② 上記データを格納したCD-ROM

5. 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で、次の（１）～（４）（NPO法人の場合は（１）～（５））の要件を全て満たす者としてします。

- （１）当該事業を的確に遂行できる能力を有し、関係法令を遵守できること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること）。
- （２）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本件における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （４）県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- （５）NPO法人については、特定非営利活動促進法第２９条に基づく事業報告書等を提出していること。

6. 公募期間及び応募の方法等

- （１）公募期間
参加表明書（様式１） 平成２６年６月１０日（火）【１５時必着】
その他の書類（上記以外） 平成２６年６月１７日（火）【１５時必着】
- （２）応募方法
下記（３）の提出書類を、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課環境・エネルギー産業振興グループ（県庁東棟４階）に直接持参するか郵送してください。また、直接持参される場合の受付時間は、土・日、祝日を除く９時から１７時（※ただし各書類の提出期限日にあつては１５時）とします。なお、ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

<提出先>

〒０３０－８５７０
青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
環境・エネルギー産業振興グループ
電話０１７－７３４－９３７８

- （３）提出書類
 - ① 参加表明書（様式１）
 - ② 公募申請書（様式２）
 - ③ 事業者概要書（様式３）
 - ④ 企画提案書（Ａ４版・片面１０ページ以内（表紙は含まない））
実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項等
 - ⑤ 事業経費見積書（様式任意。具体的な項目と金額がわかるもの）
 - ⑥ その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ⑦ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

- ⑧ 会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体の規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの
- ⑨ 貸借対照表及び損益計算書（NPO法人の場合は収支計算書）（直近2年分）
- (4) 企画提案書及び事業経費見積書を作成するための留意点
 - 1) 青森県地中熱セミナーの開催について
 - ① セミナーでは、有識者等による講演やパネルディスカッション等による地中熱関連の最新情報の提供のほか、民間事業者の事例発表などを行うことにより、地中熱利用の普及啓発を図るものとする。また、セミナーの会場には、地中熱関連機器などの展示コーナーを設けるものとする。
 - ② 委託業務内容は、上記①に係る企画・運営・経理・スケジュール管理などを行うものとする。
 - ③ 経費見積書については、人件費、セミナー開催経費【講師・パネリスト等の謝金・旅費、会場費、資料印刷費、その他事務費】、通信費、消耗品費など必要な経費をすべて計上すること。
 - * 展示に係る経費については、展示事業者の負担とするため、見積書には計上しないこと。
 - * 講師・パネリスト等は、県外1名（東京都内）、県内3名の合計4名程度とし、謝金については、県の規定額【大学教授級：1時間当たり7,300円】を参考に算出すること。
 - 2) 視察研修会の開催について
 - ① 視察研修会は、県内又は県外の地中熱関連施設等を対象とする（北東北の場合の交通手段は、原則貸切バス対応とする）。
 - ② 経費見積書については、研修会の参加人数は20名以内とし、貸切バス代、事前調査費などを計上できるが、宿泊費及び食費などは参加者から徴収する。
- (5) 提出部数

上記（3）の書類について、各1部を提出すること。
- (6) 留意事項
 - ① 公募申請書等の提出に必要な費用は、提案者の負担とします。
 - ② 提出された公募申請書等は返却しませんのでご了承ください。
 - ③ 必要により提出された応募書類の内容については、関係機関に照会する場合があります。
 - ④ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となります。

7. 審査の方法及び選考基準等

- (1) 審査方法 書類審査 * プレゼンテーションは実施しない。
- (2) 選考基準
 - ① 事業目的との整合性

提案された内容が、本事業の趣旨や目的を的確に捉えた内容になっているか。
 - ② 業務の遂行能力

本業務を実施するうえでの、人員や組織体制が整っているか。
 - ③ 事業の実施内容

- ・セミナーや視察研修会は、普及促進に向け効果的な企画内容となっているか。
 - ・セミナーや視察研修会の実施スケジュールが適切であるか。
- ④ 事業経費見積書
事業を実施するうえで、適切な見積書となっているか。

8. 選考結果と契約の締結

- (1) 選考結果
選考結果は、採否を問わず提案者に対して、文書により通知します。
- (2) 委託契約の締結
- ① 委託事業の成果等は、原則として青森県に帰属します。
 - ② 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき、委託契約を締結します。

9. 事業報告と委託料の支払い等

- (1) 事業の完了報告
事業完了後は速やかに次の書類等を提出していただきます。
- ① 本要領1頁に規定する成果品。
 - ② 実績報告書
なお、収支の状況を明らかにする書類帳簿その他必要書類を完了検査時に確認します。
- (2) 委託料の請求及び支払い
原則として完了検査に合格した後に委託料を支払うこととなりますが、協議のうえ概算払いでの対応が可能となります。具体的な支払方法については、契約書の中で取り決めます。

10. 留意事項

- (1) 財産の取得は原則として認められません。事業運営のために必要な場合は、可能な限りリース・レンタルでの対応となります。
- (2) 採択された事業は、県からの委託事業として実施します（補助金ではありません）。
- (3) 企画提案書の内容については、調整の上、規模又は内容等を変更することがあります。
- (4) 事業経費見積書の経費等の金額については、市場価格等を精査し、適正な価格となるよう調整することがあります。
- (5) 委託事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従う（法的手続きが必要な場合には、所定の手続きを行う）とともに、県から事業の進捗状況の報告を求めることがあります。
- (6) 事業の委託により得られた情報等については、委託事業終了後においても守秘義務がありますので、留意してください。

1 1. 情報公開・情報提供

本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

1 2. 問い合わせ先

青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
環境・エネルギー産業振興グループ（県庁東棟4階） 担当 工藤
〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号
電話：017-734-9378 FAX：017-734-8213
e-mail：enerugi@pref.aomori.lg.jp

* メールでの申請書の提出は受付していませんので、御注意ください。